

# 令和8年度 滝沢第二中学校部活動ガイドライン

## 滝沢市立滝沢第二中学校

### 1 活動の方針

- (1) 滝沢第二中学校の方針は、市教育委員会の方針に則り、本校の実情を踏まえて策定するものとする。
- (2) 各部では、スポーツクラブ等により行われる活動について、生徒の生活リズムや健康面の配慮から、市教育委員会の方針を踏まえた活動になるよう、主催者等と連携を図る。

### 2 休養日・活動時間について

#### 滝沢第二中学校の部活動休養日及び活動時間の基準

##### 1 休養日について

週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。

##### 2 活動時間について

1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

- ・上記1、2を基準とし、各部の特色や施設の状況、及び種目等を考慮し適切に設定する。
- ・週末に大会参加や大会のための活動等を行った場合は、休養日を他の日に振り返る。
- ・学校は、保護者等の理解を得られるよう、十分な話し合いのもと活動を行うこととする。

### 3 活動のきまり

本校においては、滝沢市「中学校における部活動の在り方に関する方針（以下「市部活動ガイドライン」）に則り、本校の実情や保護者の要望を踏まえ、本校教職員と協議を重ねたうえで、市部活動ガイドラインを柔軟に解釈し、以下の「部活動のきまり」を定めるものとする。

#### (1) 休業日の設定について

- ア 学校休業日に、大会出場のための活動や練習試合等が設定された場合は、適切な時期に休養日を振り替えて設定し、確実に休養日をとる。
- イ 休養日、活動時間が基準通り実施することが困難な部は、保護者等の理解を得て、年間で基準を下回らない範囲で休養日を設定する。また、平日月曜日を部活動休養日とし、学年・学級活動日とする。
- ウ 外での活動を行う部においては、土曜日を活動日に設定した際、天候の状況に応じて、日曜日に順延して行うこともできる。

#### (2) 活動時間について

- ア 休業日の練習試合や遠征の活動時間については、上記の限りではないが、適切な休養を取るよう努める。
- イ 校長が特に必要と認めた部活動は、ハイシーズン（大会前）の活動時間については上記の限りではないが、参加する大会を精選し、年間を通じて休養日を調整のうえ設定する。
- ウ 大会等に向けた延長（～2時間を上限に最大18:00まで：大会約1ヶ月前より）を認める。

#### (3) その他

- ア 学校の教職員の部活動指導については、複数顧問の交代による指導等、教職員の健康に十分配慮する。
- イ 部活動として、地域の行事に参加したり、ボランティア活動をおこなったりするなど、地域連携を心掛ける。
- ウ 育成会等の夜間における（例えば「19時から21時まで」等）活動時間については、生徒の生活時間に影響のない活動となるよう、保護者に依頼する。

### 4 その他

#### (1) 学校単位で参加する大会等の見直し

各部では、参加する大会等を精査する際、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。

#### (2) 育成会との連携

本校の教職員が、育成会練習等の活動に指導者として依頼された場合であっても、自身の健康状態を十分考慮し、断るなどの対応をすることとする。なお、育成会の指導については、学校教職員の勤務時間外の活動であることから、慎重に対応することとする。

#### (3) 外部指導者への配慮

各部では、外部指導者に依頼する際、外部指導者の多くが、会社等の勤務後の指導となることから、外部指導者の健康状態への配慮を十分に行うこととする。